

令和7年第8回

相良村議会12月定例会会議録

開 会 令和7年12月10日
閉 会 令和7年12月12日

熊本県相良村議会

相良村議会議員名簿

任期 自R 7. 5. 1
至R11. 4. 30

職名	氏名	議席	職名	氏名	議席
議長	永田博人	10	議員	梅山弘	4
副議長	市岡智恵	9	議員	川邊一徳	5
議員	古川渉	1	議員	坂田朋美	6
議員	恒松隆生	2	議員	徳田正臣	7
議員	嶽本浩則	3	議員	黒木正照	8

常任委員会構成

委員会	総務文教	産業福祉
委員長	梅山弘	川邊一徳
副委員長	恒松隆生	古川渉
委員	徳田正臣	黒木正照
	嶽本浩則	市岡智恵
	永田博人	坂田朋美
定数	5人	5人

令和7年第8回 相良村議会定例会 会期日程

(会期12月10日から12月12日 3日間)

月	日	曜	種 別	内 容
12	10	水	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案の上程 提案理由の説明 議案第52号 (質疑) 提案理由の説明 議案第53号 (質疑) 提案理由の説明 議案第54号 (質疑) 提案理由の説明 議案第55号 (質疑) 提案理由の説明 議案第56号から議案第58号 (質疑) 提案理由の説明 議案第59号、議案第60号 (質疑) 提案理由の説明 議案第61号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 議案第62号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 議案第63号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 議案第64号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 同意第8号から同意第10号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 同意第11号 (質疑・討論・採決) 委員会付託 議案第52号から議案第60号
			委員会	付託議案審査 (連合審査)、常任委員会
12	11	木	本会議	一般質問
12	12	金	本会議	委員会審査の結果報告 (各常任委員会) 議案第52号から議案第60号 (質疑・討論・採決) 議案の上程 提出理由の説明 発議第4号 (質疑・討論・採決)

1 2	1 2	金	本会議	議員派遣の件 閉会中の継続審査及び調査申し出の件 閉会
-----	-----	---	-----	-----------------------------------

第8回相良村議会12月定例会会議録

令和7年12月10日（水）開会

（第1号）

相 良 村 議 会

令和7年第8回相良村議会定例会議事日程〔第1号〕

令和7年12月10日

午前10時00分開会

於 会議場

開 議

1. 議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第52号 相良村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
(質疑) |
| 日程第4 | 議案第53号 相良村議会議員及び相良村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑) |
| 日程第5 | 議案第54号 相良村附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑) |
| 日程第6 | 議案第55号 令和7年度相良村一般会計補正予算(第5号)
(質疑) |
| 日程第7 | 議案第56号 令和7年度相良村国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第8 | 議案第57号 令和7年度相良村介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第9 | 議案第58号 令和7年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
(質疑) |
| 日程第10 | 議案第59号 令和7年度相良村簡易水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第11 | 議案第60号 令和7年度相良村農業集落排水事業会計補正予算(第3号)
(質疑) |
| 日程第12 | 議案第61号 工事請負契約の締結について
(質疑・討論・採決) |
| 日程第13 | 議案第62号 工事請負契約の締結について
(質疑・討論・採決) |

- 日程第14 議案第63号 工事請負契約の変更について
(質疑・討論・採決)
- 日程第15 議案第64号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更
及び規約の一部変更について
(質疑・討論・採決)
- 日程第16 同意第8号 相良村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 同意第9号 相良村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第18 同意第10号 相良村固定資産評価審査委員会委員の選任について
(質疑・討論・採決)
- 日程第19 同意第11号 相良村教育委員会委員の任命について
(質疑・討論・採決)
- 日程第20 委員会付託 議案第52号から議案第60号

散 会

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 古川 渉 君 | 6番 坂田 朋美 君 |
| 2番 恒松 隆生 君 | 7番 徳田 正臣 君 |
| 3番 嶽本 浩則 君 | 8番 黒木 正照 君 |
| 4番 梅山 弘 君 | 9番 市岡 智恵 君 |
| 5番 川邊 一徳 君 | 10番 永田 博人 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席したものの職氏名。(10名)

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| 村 長 吉松 啓一 君 | 企画商工課長 佐竹 淑子 君 |
| 教 育 長 中村 和弘 君 | 税 務 課 長 平川 千春 君 |
| 総 務 課 長 川邊 俊二 君 | 教 育 課 長 出合 宏光 君 |
| 保健福祉課長 平田 智博 君 | 建 設 課 長 大土 手寛 君 |
| 会計管理者 岡村 哲臣 君 | 農林振興課長兼農業委員会事務局長 倉田 雅弘 君 |

5. 本会議の書記

- 議会事務局長 磯田 昌臣 君

開会 午前 10 時 00 分

○

○議長(永田博人議員) おはようございます。全員出席でございます。ただいまから、令和7年第8回相良村議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(永田博人議員) 日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、古川渉議員

{「はい。」と、1番議員。}

2番、恒松隆生議員を指名します。

{「はい。」と、2番議員。}

○

日程第2 会期の決定

○議長(永田博人議員) 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月12日までの3日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月12日までの3日間に決定しました。

○

日程第3 議案第52号

○議長(永田博人議員) 次に日程第3、議案第52号相良村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) おはようございます。それでは、議案第52号相良村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。この条例は、児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、ご提案するものでございます。具体的な内容につきましては、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度が導入され、事業を実施するための設備や運営に関する基準につきまして、国が定める基準をもとに条例を制定するものでございます。なお、条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。以上、議案第52号につきまして、ご説明致しましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第4 議案第53号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第4、議案第53号相良村議会議員及び相良村村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第53号相良村議会議員及び相良村村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、最近における物価変動及び選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等及び公職選挙法施行令等が改正されたことに伴い、相良村議会議員及び相良村村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご提案するものでございます。具体的な改正内容につきましては、選挙運動用ビラ及びポスター作成に係る公費負担の基準額を引き上げるものでございます。以上、議案第53号につきまして、ご説明致しましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第5 議案第54号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第5議案第54号相良村附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第54号相良村附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、村内小学校及び中学校を再編し、義務教育学校の開校にあたり、必要な事項を協議します相良村立義務教育学校開校準備委員会を設置するため相良村附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご提案するものでございます。以上、議案第54号

につきまして、ご説明致しましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第6 議案第55号

○議長(永田博人議員) 次に日程第6、議案第55号令和7年度相良村一般会計補正予算第5号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第55号令和7年度相良村一般会計補正予算第5号について、ご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億1,783万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ58億5,013万2,000円とするものでございます。それでは、歳出の内容につきまして、歳出補正予算事項別明細書で、ご説明申し上げますが、各科目における給与等につきましては、年度途中の職員の退職及び採用、並びに人事異動などに伴う補正などがございます。まず、総務費関係では、2,186万5,000円の減額補正ですが、総務管理費の一般管理費で、一般職員の時間外勤務手当として200万円の増額補正を、積立金で、地域振興基金への積立金1,000万円の減額補正を、土地開発基金繰出金として410万7,000円の増額補正を、企画費で、ふるさと応援寄附金に対する謝礼400万円の減額補正を、電子計算費で総合行政システム改修委託料400万円の減額補正を、ガバメントクラウド使用料として300万円の増額補正を、情報通信施設管理費で、映像系の情報通信施設更新工事請負費990万円の減額補正をお願いするものが、主なものでございます。次に、民生費関係では、4,041万8,000円の増額補正ですが、社会福祉費の老人福祉費で、老人ホーム措置費590万円の減額補正を、障害者福祉費で、報酬額改定及び利用者の増加が見込まれるため、障害者福祉サービス費として1,200万円の増額補正を、重度心身障害者に対する医療費給付費として350万円の減額補正を、児童福祉費の児童福祉総務費で、障害福祉サービス費として500万円の増額補正を、児童措置費で、利用児童数の増加及び11月以降の児童の入所見込みがあるため、子どものための教育・保育給付費負担金として3,600万円の増額補正をお願いするのが、主なものでございます。次に、衛生費関係では、1,181万3,000円の減額補正ですが、保健衛生費の保健衛生総務費で、簡易水道事業会計への繰出金1,224万6,000円の減額補正をお願いするのが、主なものでございます。次に、農林水産業費関係では、1,420万5,000円の増額補正ですが、農業費の農業振興費でお茶農家の機械購入に対する地域特産物産地づくり支援対策事業費補助金として145万

4,000円の増額補正を、農村総合整備事業費で、農業集落排水事業会計への繰出金として841万2,000円の増額補正を、林業費の林業総務費で、有害鳥獣捕獲報償金200万円の減額補正を、林道維持費で、林道維持補修修繕料として112万円、林道維持管理用重機借上料として150万円の増額補正をお願いするのが、主なものでございます。次に、商工費関係では、2万7,000円の増額補正ですが、商工費の交流拠点施設整備事業費で、廻地区拠点施設整備関係費用1,085万7,000円を工事請負費から委託料へ組み替えるものでございます。次に、土木費関係では、2,422万4,000円の増額補正ですが、道路橋良費の道路維持費で、村道維持補修費として200万円の増額補正を、道路新設改良費で、村道平原十島線及び村道松馬場朝ノ迫線道路改良工事として1,480万円の増額補正を、橋梁維持費で、錦町へ負担します木綿葉大橋照明改修工事負担金として236万円の増額補正を、橋梁新設改良費で、夫婦橋橋梁補修工事請負費として500万円の増額補正をお願いするのが、主なものでございます。次に、消防費関係は、510万3,000円の減額補正ですが、消防費の消防総務費で、人吉下球磨消防組合への負担金として175万3,000円の増額補正を、都市防災総合推進事業費で、避難路整備用電柱等移転補償金として247万5,000円の増額補正を、避難路整備用建物及び立木等補償金933万1,000円の減額補正をお願いするのが、主なものでございます。次に、教育費関係では、3万円の増額補正ですが、教育総務費の事務局費で、義務教育学校開校準備委員会の設置に伴う委員への報酬及び費用弁償として30万5,000円、小学校の体操服及び中学校の制服購入に係る扶助費として487万5,000円の増額補正を、小学校費の教育振興費で、南北小学校に配備しましたタブレット端末購入費307万円の減額補正を、中学校費の学校管理費で、学習教材ソフト使用料280万円の減額補正を、教育振興費で、タブレット端末購入費180万円の減額補正を、給食管理費の共同調理場管理費で、物価高騰の影響などによる学校給食材料費として250万円の増額補正をお願いするのが、主なものでございます。最後に、災害復旧費関係では、1億5,806万7,000円の減額補正ですが、農林水産施設災害復旧費の林業施設災害復旧費で、令和7年度内に竣工することが見込めなくなりました令和2年発生及び令和5年発生の林道相良五木線災害復旧工事請負費1億5,806万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。これらの歳出の財源と致しましては、歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、国庫支出金、県支出金、寄附金及び村債を減額し、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、繰越金及び諸収入をもって、充てるものでございます。また、第2表地方債補正におきましては、村道整備事業のほか4事業の限度額の変更を、普通交付税措置により起債対象外になりましたICT支援員配置事業については廃止を、併せてお願いするものでございます。以上、議案第55号につきまして、ご説明申し上げましたが、内容ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご

質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

はい、5番議員。

○5番(川邊一徳議員) おはようございます。5番川邊です。44ページの、説明いただきました小学校体操服、中学校制服購入助成費について質疑をいたします。対象者が誰になるのかと、何名ほどいらっしゃるのかお尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) はい、教育課長。

{「はい。」と、教育課長。}

○教育課長(出合宏光君) おはようございます。教育課長お答えします。小学校体操服中学校制服購入助成費 487万5,000円、これの内容ですけれども、来年度、小学校に入学する児童の保護者に5,000円の30人分で15万円。そして、来年度、中学校に入学する生徒の保護者に対しまして、7万円掛けるの30人分、210万円。それと、現在、相良中学校の1、2年生の中で、制服の購入を希望する生徒の保護者に対しまして、3万5,000円掛ける75人分262万5,000円、以上が内訳でございます。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、5番議員。

{「はい。」と、5番議員。}

○5番(川邊一徳議員) わかりました。ありがとうございました。

○議長(永田博人議員) 他に、質疑ございませんか。ありませんね。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第7から日程第9 議案第56号から議案第58号

○議長(永田博人議員) 次に日程第7、議案第56号令和7年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第3号から日程第9議案第58号令和7年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号までを一括議題とします。本案について、提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第56号令和7年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第3号から議案第58号令和7年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号までについて、一括して提案理由をご説明申し上げます。初めに、議案第56号令和7年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ588万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億3,944万1,000円とするものでございます。補正の内容としましては、歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては、保険給付費の高額療養費で、手術等により医療費の増加が見込まれます高額療養費として500万円の増額補正を、葬祭費

で、一人当たり2万円の葬祭費補助金として10万円の増額補正を、諸支出金の償還金及び還付加算金で、返還額が確定しました熊本県への特別交付金返還金として78万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては、繰越金をもって充てるものでございます。次に、議案第57号令和7年度相良村介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,760万円を追加し歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億1,762万4,000円とするものでございます。補正の内容としましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で、ご説明申し上げます。まず、歳出につきましては、保険給付費の介護サービス等諸費で、増加が見込まれます施設介護サービス給付費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画給付費及び地域密着型サービス給付費におきまして、それぞれ実績見込みにより増額補正を、特定入所者介護サービス等費及び高額介護サービス等費につきましても、実績見込みにより増額補正を、基金積立金で、介護給付費準備基金積立金として10万円の増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては、繰入金をもって、充てるものでございます。最後に、議案第58号令和7年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ139万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,674万9,000円とするものでございます。補正の内容としましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で、ご説明申し上げます。まず、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金で、減額が見込まれます広域連合に対する基盤安定負担金139万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては、繰入金を減額するものでございます。以上、議案第56号から議案第58号までにつきまして、一括してご説明申し上げましたが、内容ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第10から日程第11 議案第59号から議案第60号

○議長(永田博人議員) 次に日程第10、議案第59号令和7年度相良村簡易水道事業会計補正予算第2号及び、日程第11、議案第60号令和7年度相良村農業集落排水事業会計補正予算第3号を、一括議題とします。本案について提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第59号令和7年度相良村簡易水道事業会計補正予算第2号及び議案第60号令和7年度相良村農業集落排水事業会計補正予算第3号

について、一括して提案理由をご説明申し上げます。初めに、議案第 59 号令和 7 年度相良村簡易水道事業会計補正予算第 2 号について、ご説明申し上げます。まず、第 2 条、収益的収入及び支出の補正でございますが、会計予算に定めました収益的収入及び支出の予定額につきまして、収益的収入、簡易水道事業収益を 23 万 2,000 円増額し、収入総額を 1 億 3,348 万 2,000 円とし、収益的支出簡易水道事業費用につきましても、同額の 23 万 2,000 円増額し、支出総額を 1 億 2,833 万 5,000 円とするものでございます。次に、第 3 条、資本的収入及び支出の補正でございますが、会計予算に定めました資本的収入及び支出の予算額につきまして、資本的収入を 744 万円減額し、収入総額を 2 億 3,723 万 7,000 円とし、資本的支出につきましても、同額の 744 万円減額し、支出総額を 2 億 4,980 万 7,000 円とするものでございます。次に、第 4 条、特例的収入及び支出でございますが、会計予算に定めた金額を 1,440 万 5,000 円及び 878 万 8,000 円に、第 5 条の他会計からの補助金につきましても、会計予算に定めた金額を 8,853 万 9,000 円に、それぞれ改めるものでございます。具体的な内容につきましては、補正予算実施計画明細書及び開始貸借対照表でご説明いたします。収益的収入及び支出におきましては、収入の款、項、目の他会計からの補助金を 23 万 2,000 円増額するものでございます。支出の款 1、項 1、目 3 の総係費で 23 万 2,000 円の増額でございますが、節 2 の手当におきまして、夜間徴収業務及び休日検針業務の時間外勤務手当として 7 万 4,000 円、節 15 の委託料で、簡易水道施設の消防用設備点検等業務委託料として 15 万 8,000 円増額するものでございます。次に、資本的収入及び支出におきまして、収入の款 1、項 2、目 1 の国庫補助金で、大谷地区簡易水道施設整備費補助金として 531 万 8,000 円増額し、目 3 の他会計からの補助金を 1,247 万 8,000 円減額、項 4、目 1 の工事負担金で、大谷地区給水管工事負担金 28 万円減額するものでございます。支出の款 1、項 1、目 1 の建設改良費で、田代地区変更認可申請書作成業務委託料を 1,158 万 7,000 円減額し、大谷地区施設整備工事管理業務委託料として 414 万 7,000 円増額するものでございます。開始貸借対照表につきましては、今回の補正予算の第 4 条、特例的収入及び支出改め額につきまして、資産の部の下段にございます、2 流動資産（2）未収金を 1,440 万 5,390 円に、負債の部の上段にございます、4 流動負債（2）未払金を 878 万 7,860 円に変更するものでございます。次に、議案第 60 号令和 7 年度相良村農業集落排水事業会計補正予算第 3 号について、ご説明申し上げます。まず、第 2 条、収益的収入及び支出の補正でございますが、会計予算に定めました、収益的収入及び支出の予定額につきまして、収益的収入、農業集落排水事業収益を 21 万 2,000 円増額し、収入総額を 2 億 2,930 万 6,000 円とし、収益的支出農業集落排水事業費用につきましても、同額の 21 万 2,000 円増額し、支出総額を 2 億 2,737 万 6,000 円とするものでございます。次に、第 3 条、資本的収入及び支出の補正でございますが、会計予算に定めました、資本的収入及び支出の予定額について、資本的収入を 820 万円増額し、収入総額を 7,621 万 3,000 円

とし、資本的支出につきましても、同額の 820 万円増額し、支出総額を 8,792 万 1,000 円とするものでございます。次に、第 4 条、特例的収入及び支出でございますが、会計予算に定めた金額を 1,002 万円及び 2,473 万 4,000 円に、第 5 条の他会計からの補助金につきましても、会計予算に定めた金額を 1 億 5,591 万 1,000 円に、それぞれ改めるものでございます。具体的な内容につきましては、補正予算実施計画明細書及び開始貸借対照表でご説明いたします。収益的収入及び支出におきまして、収入の款 1、項 2、目 2 の他会計からの補助金を 21 万 2,000 円増額するものでございます。支出の款 1、項 1、目 3 の処理場費で、農業集落排水施設の消防用設備等総合点検業務委託料として 13 万 1,000 円を、目 4 の総係費で、市町村共済費負担金の標準報酬月額改定による補足額として 8 万 1,000 円を増額するものでございます。次に、資本的収入及び支出におきまして、収入の款 1、項 2、目 3 の他、会計からの補助金を 820 万円増額するものでございます。支出の款 1、項 1、目 1 の建設改良費で、中四浦地区農業集落排水施設更新付帯工事請負費として 820 万円増額するものでございます。開始貸借対照表につきましては、今回の補正予算の第 4 条、特例的収入及び支出改め額につきまして、資産の部の下段にございます、2 流動資産 (2) 未収金 1,002 万 840 円、負債の部の上段にございます、4 流動負債 (2) 未払金 2,473 万 3,410 円と変更するものでございます。以上、議案第 59 号及び議案第 60 号につきまして、一括してご説明申し上げましたが、内容ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 12 議案第 61 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 12、議案第 61 号工事請負契約締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 61 号工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。本件は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。工事名は、令和 7 年度川辺川魅力創造事業交流拠点施設整備工事でございます。工事の場所は、相良村大字川辺地内で、村の魅力を未来につなげ、川辺川に親しむ新たな交流拠点施設整備のための、国の地方創生第 2 世代交付金の拠点整備交付金を活用し、建築工事を行うものでございます。主な工事の概要は、木造平屋建ての建物で、延べ

床面積 583.57 平方メートルのほか、電気設備、機械設備、外構、植栽工事などでございます。入札に当たりましては、8 社による指名競争入札でございます。契約金額は、2 億 2,825 万円で、うち消費税等額が 2,075 万円含まれております。契約の相手方は、熊本県球磨郡五木村甲 1046 番地 9、株式会社技建日本代表取締役堀川匠太でございます。また、参考と致しまして、仮契約書の写し等を添付しております。以上、議案第 61 号につきまして、ご説明致しましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 61 号工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 61 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立多数です。したがって、議案第 61 号は原案のとおり可決されました。



日程第 13 議案第 62 号

- 議長(永田博人議員) 次に、日程第 13、議案第 62 号工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい。」と、村長。}

- 村長(吉松啓一君) それでは、議案第 62 号工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。本件は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。工事名は、令和 7 年度大谷地区簡易水道施設整備工事でございます。工事の場所は、相良村大字四浦地内でございます。主な工事の概要は、元北小学校付近から大谷公民館までの区間 836m の配水本管工事と併せて、宅内 13 戸への給水管工事 326m、既設消火栓 2 箇所への接続工事既設取水ポンプの更新。施設改修工事といたしまして、貯水槽 1 基、送水ポンプ 2 基、塩素注入機 2 基、非常用発電機 1 基及び制御盤の設置工事を行うものでございます。入札に当たりましては、10 社による指名競争入札でございます。契約金額は、1 億 7,930 万円で、うち消費税等額が 1,630 万円含まれております。契約の相手方は、熊本県球磨郡相良村大字川辺 1599 番地 1、株式会社白砂組代表取締役白砂昌一でございます。また、参考といたしまして、仮契約書の写し等を添付しております。以上、議案第 62 号につきまして、ご説明致しましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。ご質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、討論を行います。まずは、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 62 号、工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は、起立によって行います。議案第 62 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 62 号は、原案のとおり可決されました。



日程第 14 議案第 63 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 14、議案第 63 号工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 63 号、工事請負契約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。本件は、令和 7 年 3 月 27 日開催の令和 7 年第 3 回相良村議会臨時会において議決されました、令和 6 年度永江地区避難地造成工事におきまして、工事施工中の設計数量等の変更が必要となりましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、次のとおり工事請負契約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。主な工事の変更概要は、竹の伐採及び伐根処理の追加、残土処理の土量の増加、残土処理場における交通誘導員及び排水施設の追加、ブロック積工の施工工法の変更などに伴い、事業量の変更が生じたものでございます。工事の施工業者は、熊本県球磨郡相良村大字川辺 1599 番地 1、株式会社白砂組代表取締役白砂昌一でございます。工事請負変更金額は、変更前契約金額 1 億 65 万円を 1 億 412 万 953 円に増額変更するものでございます。また、参考資料と致しまして、今回の変更仮契約書の写しを添付しております。以上、議案第 63 号につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、討論を行います。まずは、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 63 号工事請負契約の変更についてを採決します。この採決は、起

立によって行います。議案第 63 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立多数です。したがって、議案第 63 号は、原案のとおり可決されました。



日程第 15 議案第 64 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 15、議案第 64 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 64 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、提案理由をご説明申し上げます。今回の事務の変更及び規約の一部変更は、熊本県市町村総合事務組合で共同処理する事務のうち、交通災害事務について、令和 8 年 3 月 31 日付けをもって、菊池市が脱退することに伴い、規約の一部を変更するものでございます。本件が、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、ご提案するものでございます。以上、議案第 64 号につきまして、ご説明致しましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、討論を行います。まずは、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 64 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。議案第 64 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 64 号は、原案のとおり可決されました。



日程第 16 から日程第 18 同意第 8 号から同意第 10 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 16、同意第 8 号、相良村固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第 18、同意第 10 号、相良村固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括議題とします。本件について、提出理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○**村長(吉松啓一君)** それでは、同意第 8 号から同意第 10 号までの相良村固定資産評価審査委員会委員の選任について、一括して提出理由をご説明申し上げます。固定資産評価審査委員会委員の任期が、令和 7 年 12 月 15 日をもって満了することに伴い、同意第 8 号で豊原幸一郎氏を、同意第 9 号で池田一洋氏を、同意第 10 号で中村美鈴氏を、再度、固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。以上、同意第 8 号から同意第 10 号までにつきまして、一括してご説明致しましたが、内容ご審議のうえ、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○**議長(永田博人議員)** 提出理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

ご質疑がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、採決します。まず、同意第 8 号、相良村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。この採決は、無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

{議場の施錠}

ただいまの出席議員は 9 人です。次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、7 番、徳田正臣議員、8 番、黒木正照議員を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は、賛成と、同意しない方は、反対と記載願います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。1 番議員から順番に投票願います。

{投票}

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。徳田正臣議員、黒木正照議員、開票の立会をお願いします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票、以上のとおり、全員賛成です。したがって、同意第

8号、相良村固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。



○議長(永田博人議員) 次に、同意第9号、相良村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。この採決は、無記名投票で行います。ただいまの出席議員は9人です。立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、7番、徳田正臣議員、8番、黒木正照議員を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は、賛成と、同意しない方は、反対と記載願います。なお、会議規則第83条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

{投票}

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。徳田正臣議員、黒木正照議員、開票の立会をお願いします。

{開票}

投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票です。有効投票のうち、賛成9票、反対0票、以上のおり、全員賛成です。したがって、同意第9号、相良村固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。



○議長(永田博人議員) 次に、同意第10号、相良村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。この採決は、無記名投票で行います。ただいまの出席議員は9人です。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、7番、徳田正臣議員、8番、黒木正照議員を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は、賛成と、同意しない方は、反対と記載願います。なお、会議規則第83条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

{投票}

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。徳田正臣議員、黒木正照議員、開票の立会をお願いします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、賛成 8 票、反対 1 票、以上のおおりに、賛成多数であります。したがって、同意第 10 号、相良村固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。議場の出入り口を開きます。

{議場の開錠}



日程第 19 同意第 11 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 19、同意第 11 号、相良村教育委員会委員の任命についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、同意第 11 号、相良村教育委員会委員の任命について、提出理由をご説明申し上げます。相良村教育委員会委員山田成代氏の任期が、令和 7 年 12 月 11 日をもって満了することに伴い、再度、同氏を相良村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めます。以上、同意第 11 号につきまして、ご説明致しましたが、内容ご審議のうえ、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提出理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、採決します。この採決は、無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

{議場の施錠}

ただいまの出席議員は 9 人です。次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に古川渉議員、2 番に恒松隆生議員を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙配布}

念のために申し上げます。本件に同意する方は、賛成と、同意しない方は、反対と記載願います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。

配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

{投票}

投票漏れはありますか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。古川渉議員、恒松隆生議員、開票の立会をお願いします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票です。有効投票のうち、賛成9票、反対0票、以上のとおり、全員賛成です。したがって、同意第11号、相良村教育委員会委員の選任については、同意することに決定しました。議場の出入り口を開きます。

{議場の開錠}



日程第20 委員会付託

○議長(永田博人議員) 次に日程第20、委員会付託の件を議題とします。お諮りします。ただいま議題となっています、議案第52号から議案第60号は配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議案付託表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。



散会 午前10時23分